

第3章 改正 JAS 法の虚偽表示抑止効果についての考察

明石 光一郎

矢部 光保(現九州大学大学院)

1. はじめに

相次ぐ食品企業の虚偽表示により消費者の不安は高まる中で、農水省は JAS 法の改正案を平成 14 年 4 月に提示し、6 月の国会により承認され、7 月から施行が決定した。その主たる内容は、虚偽表示を行った企業に対して、改善勧告を出すとともに、1) 農水省の判断により当該企業の同意なくして、即座に企業名の公表が可能となったこと。改善勧告に従わない企業に対しては、2) これまで法人に対する罰金刑が最高 50 万円であったのが、一億円に引き上げられた、3) 自然人に対しても懲役刑を課することが可能となったことである。農水省の提案した改正案はマスコミからはおおむね好意的に評価され⁽¹⁾、その問題点を指摘したり、批判するメディアはほとんどなかった⁽²⁾。

本稿の目的は以下のとおりである。改正 JAS が現実企業に対して虚偽表示抑止力を持つのかどうかについて詳細に検討すること。虚偽表示を行う企業の行動を経済学的に分析可能なモデルを構築し、今後の分析のたたき台を作ること。

2. モデル

食品企業は利潤最大化を目的として行動する合理的な経済主体であると仮定する。食品企業は表示を偽ることにより、利潤を得ることができる反面、虚偽が発覚した場合、1) 企業イメージの失墜、2) 虚偽食品の回収費用、3) 罰金、4) 懲役刑等のコストを負う。企業が虚偽表示を行うか否かの選択は以下のモデルに示す不確実性下の最適化行動で表される。

$$E[\Pi] = (1-p_1)tY - p_1p_2F_1 - p_1p_3F_2 - p_1p_3F_3 \quad (1-a)$$

$$p_1 = p_1(G) \quad (1-b)$$

$$\partial p_1 / \partial G \geq 0 \quad (1-c)$$

$$\partial^2 p_1 / \partial G^2 < 0 \quad (1-d)$$

ここに、 $E[\Pi]$ = 企業の虚偽表示による期待収益、 Y = 企業の虚偽表示による各期の期待増収、 t = 虚偽が発覚するまでの期間、 p_1 = 虚偽表示が監督官庁により発見される確率、 p_2 = 発見された場合に罰金等の科される確率、 F_1 = 期待される罰金額等、 p_3 = 発見された場合に企業名が公表される確率、 F_2 = 企業の信用失墜による期待損失、 F_3 = 虚偽食品撤去のための在庫回収費用等、 G = 監督官庁のモニタリング費用。

当該企業は式(1-a)の値が正ならば虚偽表示の期待収益の増分が、虚偽の期待損失を上回っているので虚偽表示を行う。負の場合には行わないことになる。また、企業は虚偽表示を始めてから発覚するまでに t だけのタイムラグがあり、そのラグの間に収益を得るも

のとする。ここで各 $p_i (i=1,2,3)$ や $F_j (j=1,2,3)$ は抑止変数といわれるものであり、理論的には $\partial E[\Pi]/\partial p_i < 0$, $\partial E[\Pi]/\partial F_j < 0$ となることは Becker (1968) らにより示されている。式(1-b) (1-c) (1-d) は虚偽表示が発見される確率は監督官庁のモニタリング費用の増加関数であり、かつその効果は逓減的であることを示すものである。さて以上の準備の下、改正 JAS 法の虚偽表示抑止効果について考察を行う。

(1) 企業名の公表のもつ抑止効果について

一般に、 $F_2 > tY$ であると考えられる。虚偽表示により利益を得ようとする企業にとって、虚偽表示の発覚とその企業名の公表は当該企業の社会的信頼を著しく損ない、体力のない企業は倒産に追い込まれることもあろう。また大企業の場合、莫大な宣伝費用をかけて培ってきたブランドイメージが一瞬にして失墜するために、その損失は億単位に上る場合もあるだろう。従って、企業イメージを重視する企業ほど「企業名の公表」は抑止効果が大きいと考えられる。また消費者に対するブランドイメージがさほど重要でない企業であっても、企業間信用の失墜により取引先を失った企業は早晚倒産に追い込まれることもある。かかる意味からも企業名の公表の持つ抑止効果は大きいと考えられる。また、後述するように企業名の公表は改正 JAS 法が持つ唯一の直接的抑止力である。

(2) 罰金刑及び懲役刑の持つ抑止効果について

1) 罰金刑及び懲役刑の抑止効果の不存在について

虚偽表示を行う企業に対して、監督官庁が採る法的手段のプロセスは、勧告→罰金(or 懲役)である。すなわち、発覚と勧告から罰金刑の宣告の間にタイムラグが存在する。企業にとっては、虚偽が発覚するまでにどれだけの収益を上げられるかが問題であり、発覚した後は撤去以外に選択の余地はない。勧告を受けた企業は、i) 企業名を公表されている場合には当該企業の製品は売れないため、スーパー等の小売り業者から撤去を要請されるであろうし、小売り業者自身が虚偽表示を行っていた場合も自ら虚偽表示を中止せざるを得ない、ii) 企業名を公表されていなくても公表される危険性を考慮すると即時撤去をすることを考えられる。すなわち、企業は虚偽表示が判明した段階で虚偽食品を撤去するので、罰金刑(or 懲役刑)を被る企業が現れることは企業の合理的行動を仮定する限りは起こり得ないと思われる。すなわち、 p_2 の値は限りなくゼロに近いと考えられるのである。

従ってここまでの議論に関する限りは、罰金刑の虚偽表示抑止効果はないと結論づけることができる。

虚偽表示は消費者を欺いて不当に利益を得るという意味で一種の犯罪行為である。犯罪行為に対しては、行為がなされた事実に対して刑が課される、というのが一般人の認識である。例えば、窃盗行為を継続的に行っている者に対して、その中止を勧告して、中止しない場合のみ刑を課し、中止したら刑を課さずそれまでの違法利得は犯罪者に帰するということはありえないであろう。かかる意味からは改正 JAS 法の勧告→刑罰という法の執行プロセスは、消費者に対して違和感を与え、監督官庁はいったい虚偽表示を取りしめる意志があるのだろうかという政治や行政に対する不信感を引き起こす危険性もある。

ここで改正 JAS 法と同様に罰金限度額が 300 万円から 1 億円に引き上げられた、新聞等でも大々的に報道されたコンピューターソフトウェアの違法コピー防止に関する法律（平成 12 年度著作権法改正）を見てみよう⁽³⁾。「5. 法人に対する罰金の額：

第二百二十四条 法人の代表者（法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百十九条第一号（著作者人格権に係る部分を除く。） 一億円以下の罰金刑」

同法は違法行為を行った法人に対し、その事実が認定された時点で罰金を課すものである。他方 JAS 法は違法行為の中止を勧告して従わなかった場合に罰金を課すものであり、抑止効果は著しく異なる。平成 14 年にソフトウェアの違法コピーを組織的に行ったとされる予備校に対して、裁判所は 8 千 500 万円の罰金判決を出したが、JAS 法によりこのような罰金を請求される企業は、企業の合理性の仮定の下では、存在しないであろう。

2) 消費者団体及びマスコミの活動と抑止効果

ここまでの議論は、消費者団体やマスコミの活動水準を考慮しない分析であった。しかし現実には虚偽表示問題における消費者団体やマスコミの果たす役割は大きい。そこで上述のモデルに消費者団体やマスコミの働きを加えたより現実的なモデルを提示する。

$$E[\Pi] = (1-p_1)(1-p_4)tY - p_1p_2F_1 - p_1p_3F_2 - p_1p_3F_3 - p_4p_5F_2 - p_4p_5F_3 \quad (2)$$

ここに、 p_4 =虚偽表示が消費者団体等により発見される確率、 p_5 =発見された場合に企業名が公表される確率。

$$p_4 = f(X_1, X_2, X_3) \quad (3)$$

X_1 =消費者の安全嗜好水準、 X_2 =消費者団体の活動水準、 X_3 =マスコミの活動水準。

平成 14 年 4 月 12 日に JAS 法改正法案で、農水省が罰金 1 億円への増加と懲役刑を導入する方針を決定した記事が新聞の一面に大々的に掲載された（朝日新聞、毎日新聞）。仮に罰金が 1 千万円であったならばこれほどのニュースにはならなかったであろう。これらの事実を考慮して、以下の式を加える。

$$X_2 = g(X_1, X_3) \quad (4)$$

$$X_3 = h(X_1, F_{\max}) \quad (5)$$

$$F_{\max} = \text{罰金の限度額} \quad (6)$$

$$\partial X_3 / \partial F_{\max} > 0 \quad (7)$$

このモデルは、合理的な行動主体である食品企業は監督官庁の動きのみではなく、消費者団体やマスコミの動向にも配慮しながら、虚偽表示を行うか否かを不確実性下において選択するというものである。ここで式(3)を X_2 および X_3 で微分すると以下の式が従う。

$$\partial p_4 / \partial X_2 > 0 \quad (8)$$

$$\partial p_4 / \partial X_3 > 0 \quad (9)$$

式(8)(9)はそれぞれ消費者団体、マスコミの活動水準が高まると虚偽行事の発見確率が高まるというものである。さらに式(7)を考慮すると次式が従う。

$$\partial X_2 / \partial F_{\max} > 0 \quad (10)$$

$$\partial p_4 / \partial F_{\max} > 0 \quad (11)$$

式(11)は、政府の高額の罰金刑提示→マスコミの掲載活動水準増加→消費者の意識の向上→消費者団体への相談・苦情・検査依頼の増加→消費者団体の活動水準の上昇→消費者団体等による虚偽表示の発見率上昇（→企業に対する抑止）、という一連のプロセスを示す。なお、マスコミの行動が消費者団体の活動に影響を与えるかについてはその実証的データを採るのは困難である。しかし例えば、波多野(2002)は平成14年度日本農業経営学会研究大会において、日本国内での地域通貨の取り組みはNHK番組エンデの遺言(1999)の影響により、その放映以前は約10事例であったのが以後は200事例にまで増加した事実を報告している。この事実はマスコミの影響力の大きさを如実に示す一例と考えられる。従って高額な罰金刑の提示は、虚偽表示により自己の利害を最も侵害される消費者団体の活動水準を高めることにより、政府の介入無くして虚偽表示を減少させる効果を持つという点で、税金を使わないきわめて効率的な抑止手段であるといえる。

3) 高額な罰金刑及び懲役刑は国家のビジョンの表明と考えられる

虚偽表示の罰金が30万円だと行為自体が軽微な犯罪であるという印象しか企業や国民が感じないが、1億円及び懲役刑となると虚偽表示自体が重大な悪であると感じるであろう。かかる意味で「虚偽表示許すまじ」というアナウンスメント効果は大きい。「虚偽表示＝悪」という公式が国民及び企業に定着すれば、虚偽表示を実施する企業もプレッシャーを感じられるし、虚偽表示を摘発する消費者団体やマスコミもいままですら以上に活動水準を高めることができよう。

3. まとめ

JAS法改正の要点の一つである「企業名の公表」は潜在的に虚偽表示を行おうとする企業にとって最も恐ろしい、唯一の直接的抑止力を持つ罰則である。つぎに「罰金刑1億円と懲役刑の導入」は一見すると抑止効果がないと思われることがわかった。しかし消費者団体等の利害関係者とマスコミの活動水準に及ぼす効果を勘案すると、間接的な抑止効果は存在し、かつ行政コストがかからないという意味で効果的であることが判明した。すなわち「企業名の公表」の持つ抑止効果を行政コストゼロで補完することができるのである。かつ「罰金刑1億円と懲役刑の導入」は国家の意志として虚偽表示をどのように判断するかを明確に表したものであるとして評価できる。

注

(1) 朝日新聞、毎日新聞（平成14年4月12日）を参照。

(2) ごく一部の食品業者のインターネットの書き込みにおいて、「企業名の公表は当該企業の倒産にもかかわる重要問題であるから安易に公表すべきではない」との批判があったが、このような考え方は論外である。虚偽表示自体が本質的に犯罪行為であるから、公表は当然受けてしかるべきペナルティである。

- (3) 荒竹純一（弁護士）のホームページ <http://www.netlaw.co.jp/> からの抜粋である。
- (4) 日本ユニ著作権センターのホームページ <http://plaza4.mbn.or.jp/~jucccopyright/index.html> からの抜粋。「5月16日パソコンソフトの違法コピー事件（東京リーガルマインド）：東京地裁／判決・請求認容：アメリカの大手ソフトメーカーが、自社のソフトが違法にコピーされ、著作権を侵害されたとして、「東京リーガルマインド」（LEC）を相手に損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁はLECに約8,500万円の支払いを命じる判決を言い渡した。」

〔引用文献〕

荒竹純一 <http://www.netlaw.co.jp>

波多野 豪(2002)「地域通貨を利用した農産物取引の可能性」(平成14年度日本農業経営学会研究大会, 第1分科会テーマ:「エコ農産物の流通問題—現状とこれから—」)。

日本ユニ著作権センター <http://plaza4.mbn.or.jp/~jucccopyright/index.html>

Becker, G. S. (1968) "Crime and Punishment: An Economic Approach", *The Journal of Political Economy*, Vol. 76, No. 2, pp.169-217.